

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援 特別給付金（ひとり親以外の低所得の子育て世帯分）の 申請はお済みですか？

問 こども課 こども家庭係 ☎92-7968

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）を支給しています。

下記の要件に当てはまる方で、まだ支給を受けていない方は、こども課こども家庭係までお問い合わせください。

▽支給対象者

(1) (2) の両方に当てはまる方（ひとり親世帯を除きます）

(1) 令和3年3月31日時点で、**18歳未満の児童**（障害児の場合、**20歳未満**）を養育する父母等
（※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

(2) 令和3年度 **住民税（均等割）が非課税** の方、

または、令和3年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当** の収入となった方

※既に本給付金を受給された方は除きます。

▽支給額

児童1人につき **5万円**



▽給付金の支給手続き

申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに、こども課（役場1階）まで直接または郵送でご提出ください。申請書類等は、こども課窓口または基山町ホームページに準備しています。

給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座（児童手当または特別児童扶養手当を受給している方はその口座）に振り込みます。

※令和3年度（令和2年中）の収入を申告していない場合や受取口座の変更がある場合は、速やかにこども課までご連絡ください。

▽申請期限

令和4年2月28日（月）まで

◆厚生労働省「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」コールセンター

【電話番号】 0120-811-166

【受付時間】 午前9時～午後6時（平日）

◆「子育て世帯生活支援特別給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の搾取”にご注意ください

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、町や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

有料
広告

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ 一人で悩まずに無料個別相談会をご利用ください

B型肝炎給付金
について
無料個別相談会
を行います。

3/3 (木) 鳥栖市民文化会館 会議室1
鳥栖市宿町807-17

3/4 (金) 佐賀市市民活動プラザ 7階
小会議室C 佐賀市白山二丁目1番12号

対象者
昭和16年7月2日～
昭和63年1月27日生まれ
※ご遺族の方も給付金請求
できます

給付金
50万円～
3,600万円
※病態に応じて給付金等の
内容が異なります

弁護士費用
着手金・相談料 無料
成功報酬制
※訴訟実費別途

完全予約制

0120-013-621
(ご予約受付時間)
9:00～18:00

個別面談なので、
他の方と顔を合わすことは
ございません。

弁護士法人 弁護士 齋藤 亨一「あいば こういち」東京弁護士会所属 登録番号35029 東京都新宿区四谷4-3 福履ビル6-A【営業時間】平日 9:00～18:00
プレシャス総合法律会計事務所 □TEL 03-5363-6333 □https://precious-law.jp/
□FAX 03-5363-6334 □E-mail: info@precious-law.jp

無料電話相談も
同時受付中！お気軽にお電話ください

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

問 福祉課 社会福祉係 ☎92-7964

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを支援するために住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給します。

※手続きなどの詳細につきましては、決まり次第ホームページや広報等でお知らせします。

■ 給付額

1世帯あたり10万円

■ 支給対象になる世帯

(1) 住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において、基山町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

(2) 家計急変世帯

申請時点において基山町に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月から令和4年9月までの間に収入が減少し、左記（1）と同様の事情にあると認められる世帯

※（1）、（2）いずれも、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

■ 支給手続きの方法

(1) 住民税非課税世帯

対象となる世帯には基山町から確認書を送付します。確認書には令和2年度に実施した特別定額給付金（10万円）等の給付金申請の際に使用した口座を記載していますので、変更や誤りがないかご確認いただき、確認書を返送してください。

※確認書は1月下旬に発送しています。

(2) 家計急変世帯

申請時点で住民登録のある市区町村へ申請が必要になります。令和3年1月から令和4年9月までの任意の1か月の収入を12倍し、合計額が非課税相当になる方が対象です。該当する月の収入がわかる資料（給料明細や通帳等）をご用意ください。

※（2）において、新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

※（2）の受付開始時期は現在未定です。詳細が決まり次第ホームページや広報等でお知らせします。

■ 支給の時期

(1) 住民税非課税世帯

確認書が返送された後、2月上旬から順次支給を行います。

※支給日については、支給決定通知書を送付してお知らせします。

(2) 家計急変世帯

現在準備しています。

詳細が決まり次第ホームページや広報等でお知らせします。

■ その他

DV等で住所地以外に避難中の方も、給付金をご自身で受給できる可能性があります。手続きが必要になりますので、詳細は現在お住まいの市区町村にお問い合わせください。

内閣府の問合せ先（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について）

内閣府コールセンター ☎0120-526-145

（受付時間は午前9時から午後8時（土日祝日を含む））

※制度概要についてお答えするコールセンターです。手続きや支給の時期等に関するお問い合わせ先ではありません。

◆ 給付金を装った詐欺にご注意ください！

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関して、市区町村や国がATMの操作をお願いすることはありません。
- ・市区町村や国が、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付のため、手数料の振込をお願いすることはありません。被害にあわないために、怪しい電話がかかってきたら、家族や知人、警察に相談しましょう。